

指定給水装置工事業者のみなさまへ

巨理町上下水道課より大切なお知らせ

2019年（令和元年）10月1日
より指定給水装置工事業者制度が
5年毎の更新制度に変わります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日から施行されます。

- 指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、最初の更新までの有効期限と申請期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施工日の前日から1年：2020年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	〃 2年：2021年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	〃 3年：2022年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	〃 4年：2023年9月29日まで
H25.4.1～R元.9.30	〃 5年：2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事業者様に、**郵送にて通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は新規申請と同じ

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類
- ・様式第1号及び第2号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証の写し）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

- i. 指定給水装置工事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能者の資格等

◇更新の申請についてのお問い合わせは
巨理町上下水道課 庶務班 TEL:0223-34-0515